

愛知県行政書士会補助者に関する規則 (規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県行政書士会（以下「本会」という。）会則第30条の2に基づき、本会の会員（以下「会員」という。）が置く補助者に関する事項を定め、もって行政書士業務の適正な遂行に寄与することを目的とする。

(補助者の定義)

第2条 この規則において「補助者」とは、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条の3に定める「使用人その他の従業者」のうち、法施行規則第5条（第12条の3により準用される場合を含む。）に定める者であつて、会員が法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令に基づく行政書士業務（以下「業務」という。）を行うにあたり、当該会員の指揮命令を受けて、当該業務に関する事務を補助する者をいう。

(補助者)

第3条 会員は、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく業務を行うために必要がある場合に限り、補助者を置くことができる。

(不適格事由)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。

- 一 満18歳に達していない者
- 二 法第2条の2第二号から第八号までのいずれかに該当する者
- 三 行政書士又は行政書士法人の補助者としての誠実な業務遂行が阻害されるおそれのある者
- 四 臨時に使用する者

(会員の責務)

第5条 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせる場合には、会員の責任において指揮命令及び監督をしなければならず、業務に関し補助者任せにする等の行為をしてはならない。

- 2 会員は、補助者を第15条に定める研修会に参加させる等、常に補助者の資質の向上に努めなければならない。
- 3 会員が、法第14条又は第14条の2の規定により業務の停止処分を受けたときは、補助者にも業務に関する事務を行わせてはならない。
- 4 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせたことにより依頼者又は第三者に損害を与えたときは、正当な事由がない限り、当然にその責任を負わなければならない。

(補助者の使用届)

第6条 会員は、補助者を置いたときは、遅滞なく次の各号に定める書類を添付して補助者使用届（様式第1）を本会に提出しなければならない。

- 一 会員の誓約書（様式第2 補助者となる者が不適格事由に該当しない旨の誓約を含む。）
- 二 補助者となる者の、法第19条の3に定める「秘密を守る義務」に違背しない旨の誓約書（様式第3）
- 三 補助者となる者の住所を証する書面
- 四 補助者となる者の顔写真（縦3cm×横2.5cmのサイズとし、届出前3カ月以内に撮影したもの。以下顔写真を添付する場合は、この規格とする。）1枚

2 本会は、会員から前項の補助者使用届の提出があったときは、これを受理する。ただし、当該届出に係る補助者が第4条に定める不適合事由に該当するおそれがあると認められる場合においては、当該会員に弁明の機会を付与し、これにより、なおそのおそれが払拭できなかったときは、この限りでない。

3 会員は、補助者を置いたときは、補助者名簿を備え、これに住所氏名を記載し補助者に提出させた次に掲げる書類と共に保存しておかなければならない。

一 履歴書（顔写真貼付）

二 住所を証する書面

（補助者証）

第7条 本会は、会員からの補助者使用届を受理したときは、会員に補助者証（様式第4—1又は様式第4—2）を交付する。

2 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、常に補助者証を携帯させなければならない。

（補助者証の有効期間及び更新申請）

第8条 補助者証の有効期間は、補助者証発行日から5年間とする。

2 会員は、有効期間満了日までに、補助者証の更新申請を行わなければならない。受付開始は、有効期間満了の4か月前からとする。

3 補助者証の更新は、補助者証更新申請書（様式第10）に当該補助者の顔写真1枚を添付して、本会に提出しなければならない。

4 本会は、前項の申請があったときは、新たな補助者証を会員に交付する。（様式第4—1、様式第4—2）

5 会員は、前項により新たな補助者証が交付されたとき、直ちに更新前の補助者証を本会へ返納しなければならない。補助者証の有効期間が満了したときも同様とする。

6 本会は、有効期間が満了しても更新申請のない会員に対して、督促を行う。督促後1ヶ月を経て、なお、更新申請のない補助者については、補助者証の返納と、補助者使用廃止届（様式第8）の提出を求めるものとする。

（報告又は資料の提出）

第9条 本会は、会員が置いた補助者について必要があるときは、当該会員に対し期限を定めて報告又は資料の提出を求めることができる。

（不適合事由による補助者証の返納）

第10条 本会は、会員が置いた補助者について、第4条各号に定める不適合事由に該当するおそれがあると認められるに至った場合において、当該会員に弁明の機会を付与する。この場合において、なお、そのおそれが払拭できなかったときは、当該会員は、補助者証の返納と補助者使用廃止届（様式第8）を提出しなければならない。

（補助者使用記載事項変更届）

第11条 会員は、補助者使用届に記載した内容に変更が生じたときは遅滞なく、補助者記載事項変更届（様式第5）に当該補助者に係る下記に掲げる変更を証する書面を添えて本会へ提出しなければならない。

一 住所を変更したときは、住所を証する書面

二 氏名を変更したときは、戸籍抄本、顔写真1枚

三 補助者証の会員に関わる記載事項を変更したときは、顔写真1枚

2 本会は、前項の届出中、補助者証記載内容の変更に関連する届出があったときは、当該記載内容を変更した新たな補助者証を会員に交付する。

3 会員は、前項により新たな補助者証が交付されたとき、直ちに変更前の補助者証を本会へ返納しなければならない。

(補助者証の再交付)

第12条 会員は、補助者から補助者証を紛失又は破損した旨の申出があったときは遅滞なく、補助者証再交付願(様式第6)、誓約書(様式第7)及び当該補助者の顔写真1枚を本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の届出があったときは、補助者証を会員に再交付する。(様式第4-1、様式第4-2)

3 会員は、前項により新たな補助者証が交付されたときは、破損した補助者証を直ちに本会へ返納しなければならない。紛失した補助者証が発見されたときも同様とする。

(補助者使用廃止届)

第13条 会員は、補助者が退職又は補助者としての身分を喪失したときは遅滞なく、補助者使用廃止届(様式第8)に補助者証を添えて本会へ提出しなければならない。

2 会員は、行政書士登録抹消届を提出するときは、補助者使用廃止届(様式第8)に補助者証を添えて本会へ提出しなければならない。

(補助者の使用廃止)

第14条 本会は、会員が使用する補助者に前条第1項に該当する事由に至ってから、1か月を経ても会員から補助者使用廃止届が提出されないときは催告を行う。

2 本会は、前項の催告を行ってから1か月を経ても会員から補助者使用廃止届が提出されないときは、第19条の補助者簿から除外することができる。

(補助者の身分の喪失)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助者はその身分を失う。

- 一 法第6条の5第1項により登録取消の処分を受けたとき。
- 二 法第7条第1項又は第2項により登録抹消の処分を受けたとき。
- 三 法第13条の19第1項又は第2項に該当するに至ったとき。
- 四 会員が本会の会員ではなくなったとき

2 補助者を使用している会員が前項のいずれかに該当するに至った場合会員は、直ちに補助者証を本会へ返納しなければならない。

(補助者の研修)

第16条 本会は、会員の第5条第2項に定める責務の履行に資するため実費を徴収して、補助者に対する研修会を開催することができる。

(不利益処分)

第17条 本会は、会員が本規則に违背する行為を行ったときは当該会員に対して、本会会則第37条又は第38条に定める会員の処分を行うことができる。

(手数料)

第18条 本会は、この規則に基づく補助者証の交付については、1名につき2,000円の手数料を徴収する。

(補助者名簿)

第19条 本会は、個人会員の補助者について補助者簿(様式第9-1)を、又法人会員の補助者について

補助者簿（様式第9－2）を作成し会員が退会するまで保存する。

（保存）

第20条 本会は、この規則に基づいて本会に提出された書類を提出された日から5年間保存しなければならない。

（規則の改廃）

第21条 この規則を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年11月22日から施行する。同日、愛知県行政書士会補助者規則（規則第21号）は廃止する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に交付された補助者証は、この規則に基づき交付されたものとみなす。

なお、この規則施行時において当該補助者証発行の日から5年を経過している補助者証については、第8条第1項の規定に関らず、平成24年7月31日をもってその有効期間が満了するものとする。

様式第4-1(第7条、第8条、第12条関係)

(表)

補 助 者 証	
顔写真 (縦3、横2.5)	事務所名称
	事務所所在地
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、行政書士
	(登録番号 号)
	(会員番号 号)
	の補助者で
あることを証明します。	
有効期限 平成 年 月 日	
愛 知 県 行 政 書 士 会	

(裏)

注 意 事 項	
1. 本証は、業務執行中、常に携帯すること。	
2. 本証を他人に貸与してはならない。	
3. 本証の記載事項に変更が生じたときは、本会へ本証を提示して書換えの請求をすること。	
4. 本証を亡失・破損したときは、本会へ再交付の請求をすること。	
5. 補助者の資格を喪失したときは、直ちに本会へ本証を返還すること。	
6. 本証の有効期間は、発行日から5年間とする。	
発行年月日 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

様式第4-2(第7条、第8条、第12条関係)

(表)

補 助 者 証	
顔写真 (縦3、横2.5)	事務所名称
	事務所所在地
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、行政書士法人
	〔 登録番号 号 〕
	〔 会員番号 号 〕
	の補助者で
あることを証明します。	
有効期限 平成 年 月 日	
愛 知 県 行 政 書 士 会	

(裏)

注 意 事 項	
1. 本証は、業務執行中、常に携帯すること。	
2. 本証を他人に貸与してはならない。	
3. 本証の記載事項に変更が生じたときは、本会へ本証を提示して書換えの請求をすること。	
4. 本証を亡失・破損したときは、本会へ再交付の請求をすること。	
5. 補助者の資格を喪失したときは、直ちに本会へ本証を返還すること。	
6. 本証の有効期限は、発行日から5年間とする。	
発行年月日 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。